

災害時要援護者台帳に登録しましょう！



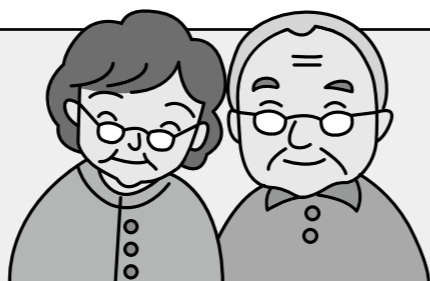
● 災害時要援護者台帳とは？

・災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方(要援護者)が、避難を支援していただく方(支援者)と一緒に登録し、災害のときに活用します。

・対象者はおおむね次の方です。

- ① 身体障害手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①～⑤に該当しない方でも、災害時の避難に不安のある方は申請することで、災害時要援護者として登録することができます。



● 登録を希望する方は・・・

- ① 申し込み書の提出が必要です。
- ② 「地域支援者」を決めていただきます。

・「地域支援者」とは、要援護者の方の普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援をしていただく方です。そのため、隣近所の方々をお願いするのが理想です。登録の際には「地域支援者」が必要となりますので、相談のあった場合はご協力をお願いします。

※ 地域支援者になったからといって、決して責任を伴うものではありません。日頃からよい近所付き合いを心がけていただき、できる範囲での支援をお願いするものです。

※ 地域支援者を決定することが難しい場合は、福祉部福祉課もしくは地域の民生委員・自治会長にご相談ください。



【お問い合わせ】 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 FAX 944-6551

町・県民税(2期分)は 8月31日(金)が 納期限です

平成24年度 町・県民税 2期分の納期限は、8月31日(金)です。
納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。
町税の支払いは、納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替の申請書は、町内各金融機関か総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

- 町・県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティです。
- 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。

※ 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

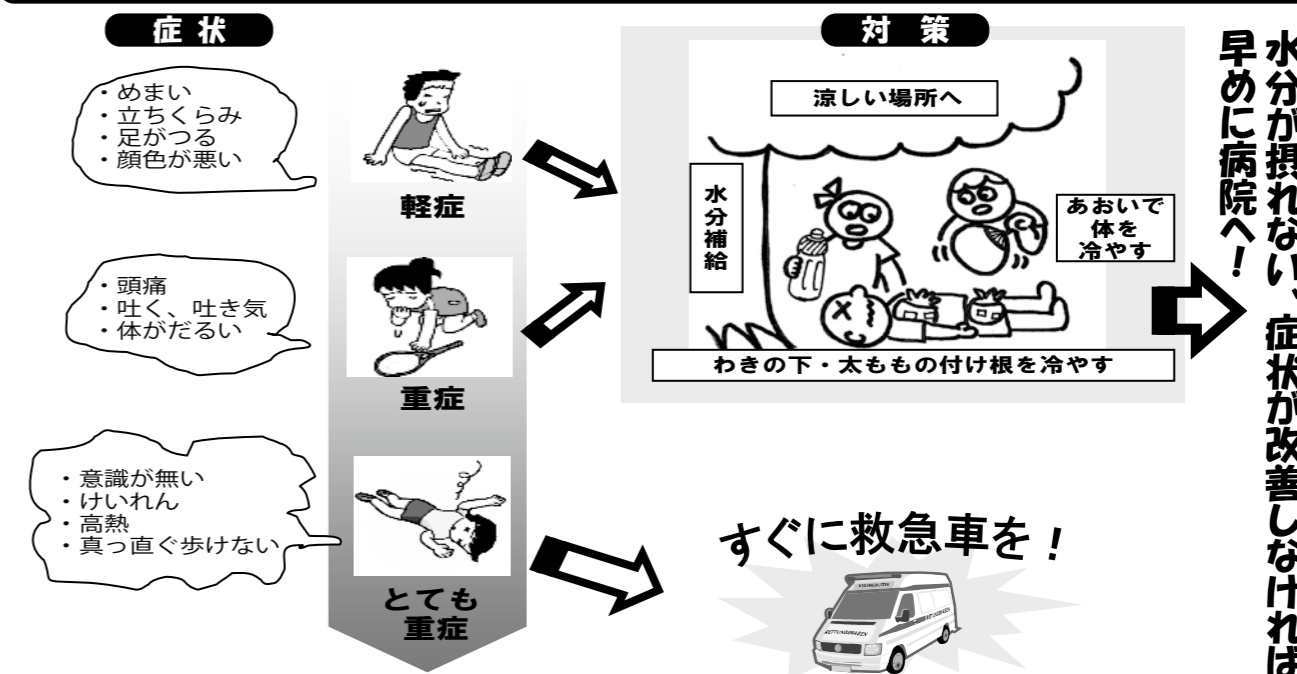
【お問い合わせ】 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

熱中症を予防して、快適な夏を！



沖縄は夏本番。熱中症に注意が必要です。
熱中症は、1日のうちで午後2時から5時の間の発症が多いため、日差しが強く、気温も高い時は戸外での活動をできるだけ控えたり、外出時にはこまめに水分を摂る等の予防を心掛けましょう。

熱中症の症状と、その対策



熱中症にならないために…予防対策

熱中症予防で「水分と一緒に塩分を」といっても、いつも塩を持って出掛ける人はあまりいないですよね。そこで、塩分になる予防アイテムや、簡単にできる予防対策をご紹介します。

予防対策

予防アイテム

- ・スポーツドリンク
熱中症になった時は、横になっても飲めるようなパックタイプがお勧めです。
- ・塩分が含まれている飴
- ・黒糖
- ・乾燥梅干

※ スポーツドリンク・飴だけではなく、水分(水・麦茶など)を、のどが渇く前に、こまめに摂ることが大切です。

西原町長、町議会議員補欠選挙について(お知らせ)

町議会議員に欠員が生じたため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定に基づき「西原町議会議員補欠選挙」を任期満了に伴う「西原町長選挙」と同時執行しますのでお知らせします。なお、立候補予定者説明会の日時については、下記のとおりです。

【西原町長、町議会議員補欠選挙】

告示日：平成24年 9月4日(火)
投票日：平成24年 9月9日(日)

【立候補予定者説明会】(関係者2名以内)

期日：平成24年 8月10日(金)
時間：午後2時～
※立候補予定者説明会は、両選挙とも同時に行います。
場所：西原町役場 2階大会議室



【お問い合わせ】 西原町選挙管理委員会 明るい選挙推進協議会 ☎945-5011 (内112)